

北九州市監査公表第19号

令和5年7月28日

北九州市監査委員	中	西	満	信
同	廣	瀬	隆	明
同	村	上	幸	一
同	奥	村	直	樹

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査
- 2 措置を講じた局
環境局
- 3 監査の期間
令和4年7月8日から令和5年1月26日まで
- 4 監査公表の時期
令和5年2月8日（令和5年監査公表第6号）

5 監査の結果に基づく措置の状況

(1) 環境局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 支出事務</p> <p>(ア) <u>物品購入について</u> (環境国際戦略課)</p> <p>環境国際戦略課の物品購入について、技術監理局契約課において契約すべきものを、通知で指定された受付期限に間に合わず、担当課で契約しているものがあった。</p> <p>市副市長以下専決規程（以下「専決規程」という。）では、予定価格の金額に応じて契約決裁権者が定められている。また、令和3年10月8日付契約課長通知では、契約課が指定する受付期限に間に合うように計画的に事務を進めるとともに、予期せぬ事由により受付期限までに持込みできない場合は、個別に協議することとしている。</p> <p>契約課で契約すべきものを担当課で契約することは、専決規程に反するとともに、予算の効率的執行の面からも適切でない。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回の指摘事項については、令和4年10月の実査後に課内に周知し、契約、発注計画の管理や通知文の伝達、共有化を図るとともに、業務手順の確認を徹底するよう注意喚起を行った。</p> <p>再発防止のため、リスク評価シートに今回の指摘事項を記載するとともに、業務マニュアルの修正を行い、過去の監査指摘事項を定期的に課内で共有することとした。</p> <p>また、契約・会計関係通知のみを格納したフォルダを作成して、課内で最新の情報を確認しやすいよう、見直しを行った。</p> <p>さらに、令和5年2月3日実施の事務改善会議にて、上記再発防止策を含め、課内の事務ミスやチェック体制について改めて職員へ注意喚起を行った。</p> <p>。 </p> <p>《局全体の対応について》</p> <p>令和5年2月2日に実施した局内の幹部会において、今回の指摘事項について説明し、各課で適正に事務を行うよう周知した。</p>